

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町には、平成 26 年の経済センサス基礎調査によると、1,635 もの事業所が集積し、うち製造業は 562 で全産業に占める割合が 34.4%と、従業者数が 1 万人以上の市区町村の中では全国 2 位であり、数多くの様々な種類の製造業が立地している。

しかし、本町の人口は、平成 27 年国勢調査では 15,805 人で、昭和 60 年の 19,136 人をピークに減少に転じている。年齢 3 区分別人口比率の推移では、年少人口（0～14 歳）比率は近年、横ばいであるものの、老年人口（65 歳以上）の比率の拡大とともに生産年齢人口比率の低下が顕著である。

こうした中、平成 27 年度に実施した久御山町企業実態調査では、資本金が 5 千万円未満の中小企業者が全体の 7 割以上を占めており、そうした企業の多くから、人材の確保が困難な状況であるという回答が多く出ている。

それを如実に表すように、令和 3 年 4 月現在、本町における有効求人倍率は 5 倍を超える高さであり、労働力不足を物語っている。

(2) 目標

本計画を策定することによって、町内中小企業者、とりわけ人材不足が著しい製造業の生産性を向上させ、事業所の撤退や廃業を防ぐとともに、広域幹線道路網が整備された立地条件を活かしたさらなる「ものづくり企業」の振興を図る。

具体的には、約 560 社もの製造業事業所を、将来においても維持し、発展させていく。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町における労働力の不足は喫緊の課題であり、それを解消する可能性を高め、生産性をより向上させるため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

労働力の不足は本町全域で顕在化していることであり、それを少しでも解消する可能性を高めるため、対象地域の限定はおこなわない。

(2) 対象業種・事業

労働力の不足は本町における様々な業種・事業で顕在化していることであり、それを少しでも解消する可能性を高めるため、業種・事業の限定はおこなわない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定のため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の対象としない。また、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当って不利にはならない。
- ・健全な地域経済の発展のため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画の認定対象者は、町税を完納しているものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。